

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 新旧対照条文【令和四年三月二十八日施行分】

(傍線部分は改正部分)

別表第二(第三条関係)		新条文	
機関	事務	特定個人情報	
一 知事	法別表第二の百十三の 項の第二欄に掲げる事 務	生活保護法の規定に準じて行う外 国人に対する保護の実施又は就労 自立給付金若しくは進学準備給付 金の支給に関する情報(以下「外 国人生活保護関係情報」という。 )であつて規則で定めるもの	
二 知事	私立の高等学校等に おける教育の振興及 び授業料等の負担の 軽減を図るための事 業であつて規則で定 めるものの実施に関 する事務であつて規 則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定 めるもの イ 高等学校等就学支援金の支給 に関する法律による就学支援金 の支給に関する情報 ロ 生活保護関係情報 ハ 外国人生活保護関係情報	
別表第二(第三条関係)		旧条文	
機関	事務	特定個人情報	
一 知事	私立の高等学校等に おける教育の振興及 び授業料等の負担の 軽減を図るための事 業であつて規則で定 めるものの実施に関 する事務であつて規 則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関 する法律による就学支援金の支給 に関する情報であつて規則で定め るもの	

略 五 〜八	四 知事	三 知事
	私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるもの の実施に関する事務であって規則で定めるもの	東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であって私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
	次に掲げる情報であって規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報	次に掲げる情報であって規則で定めるもの イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報 ロ 生活保護関係情報 ハ 外国人生活保護関係情報
略 四 〜七	三 知事	二 知事
	私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるもの の実施に関する事務であって規則で定めるもの	東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であって私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
	次に掲げる情報であって規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 (以下「外国人生活保護関係情報」という。)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 新旧対照条文【令和四年三月二十八日施行分】

(傍線部分は改正部分)

別表第三(第五条関係)				新条文
七  教育 委員会	六  教育 委員会	略 二 〜 五	一 知事 又は教育 委員会	情報提供機関
徴収条例によ 学校授業料等	法別表第二の 百十三の項の 第二欄に掲げ る事務		法別表第二の 百十三の項の 第二欄に掲げ る事務	事務
知事	知事		知事又は 教育委員 会	情報提供機関
次に掲げる情報であつて規則 で定めるもの イ 生活保護関係情報	次に掲げる情報であつて規則 で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報		高等学校等就学支援金の支給 に関する法律による就学支援 金の支給に関する情報であつ て規則で定めるもの	特定個人情報
別表第三(第五条関係)				旧条文
六  教育 委員会	(新設)	略 二 〜 五	一 知事 又は教育 委員会	情報提供機関
徴収条例によ 学校授業料等			法別表第二の 百十三の項の 第二欄に掲げ る事務	事務
知事			知事又は 教育委員 会	情報提供機関
次に掲げる情報であつて規則 で定めるもの イ 生活保護関係情報			高等学校等就学支援金の支給 に関する法律による就学支援 金の支給に関する情報であつ て規則で定めるもの	特定個人情報

九  略	八  教育 委員会	
〰	国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの	る授業料等の免除に関する事務であつて規則で定めるもの
〰	知事	
〰	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報	ロ 外国人生活保護関係情報

八  略	七  教育 委員会	
〰	国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの	る授業料等の免除に関する事務であつて規則で定めるもの
〰	知事	
〰	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報	ロ 外国人生活保護関係情報